

令和7年10月8日

都市整備部住宅課

江東区営住宅条例の一部を改正する条例

1 改正理由

江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例の施行に伴い、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が開始されるため。

2 主な改正内容

区営住宅の同居資格に江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の証明を受けた者を加える。

3 施行日

公布の日から施行する。

江東区営住宅条例 新旧対照表

現行	改正案
目次 第1条～第5条 （略） （使用申込者の資格） 第6条 区営住宅の使用申込者は、申込みをした日において次に掲げる条件を具備している者（第5号に掲げる条件にあつては、区営住宅において同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明を受けた同条例第3条の2第2号に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）を含む。）でなければならない。 (1) （略） (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係の相手方があること。 (3)～(5) （略） 2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係の相手方があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は	目次 第1条～第5条 （略） （使用申込者の資格） 第6条 区営住宅の使用申込者は、申込みをした日において次に掲げる条件を具備している者（第5号に掲げる条件にあつては、区営住宅において同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）<u>、江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例（平成16年3月江東区条例第1号）第9条の2第2項の規定による証明を受けた同条例第2条第6号に規定するパートナーシップにある者若しくは同条第7号に規定するファミリーシップにある者（以下「江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の相手方」という。）</u>又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明を受けた同条例第3条の2第2号に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「<u>東京都</u>パートナーシップ関係の相手方」という。）を含む。）でなければならない。 (1) （略） (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族、<u>江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の相手方又は東京都</u>パートナーシップ関係の相手方があること。 (3)～(5) （略） 2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族、<u>江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の相手方又は東京都</u>パートナーシップ関係の相手方があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の

受けることが困難であると認められる者を除く。 (1)～(8) (略) 3～5 (略) 第7条 (略) (使用予定者の選考) 第8条 区長は、区営住宅の使用申込者の数が使用を許可すべき区営住宅の戸数を超えない場合は、その者を使用予定者と決定し、区営住宅の使用申込者の数が使用を許可すべき区営住宅の戸数を超える場合は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから抽せんにより使用予定者を決定する。 (1) (略) (2) 他の世帯と同居して著しく生活上不便を受けている者又は住宅がないため親族又はパートナーシップ関係の相手方と同居することができない者 (3)～(6) (略) 2 (略) 第9条～第55条 (略) 別表 (略)	介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1)～(8) (略) 3～5 (略) 第7条 (略) (使用予定者の選考) 第8条 区長は、区営住宅の使用申込者の数が使用を許可すべき区営住宅の戸数を超えない場合は、その者を使用予定者と決定し、区営住宅の使用申込者の数が使用を許可すべき区営住宅の戸数を超える場合は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから抽せんにより使用予定者を決定する。 (1) (略) (2) 他の世帯と同居して著しく生活上不便を受けている者又は住宅がないため親族、<u>江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の相手方若しくは東京都パートナーシップ関係の相手方</u>と同居することができない者 (3)～(6) (略) 2 (略) 第9条～第55条 (略) 別表 (略) 附 則 この条例は、公布の日から施行する。
---	--